

## 鳥取県立武道館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立武道館の指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

### 1 指定管理候補者(指名指定)

公益財団法人鳥取県体育協会 鳥取市布勢146番地の1 会長 油野 利博

### 2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

### 3 委託料の額

316,000,000円……(1) (債務負担行為額 316,855,000円)

[参考] 単年度委託料の額 ((1) ÷ 5年) 63,200,000円

### 4 審査委員

| 氏名          | 所属等                   |
|-------------|-----------------------|
| 関 耕二(委員長)   | 鳥取大学地域学部 准教授          |
| 遠藤 華代(副委員長) | 税理士                   |
| 山下 忍        | 鳥取県障がい者スポーツ協会 スポーツ指導員 |
| 三村 健一       | 鳥取県空手道連盟 事務局長         |
| 山本 仁志       | 鳥取県教育委員会事務局 次長        |

### 5 審査結果

#### (1) 選定基準

|   | 選定基準   | 審査項目   | 配点                               |
|---|--|--|----------------------------------|
| 1 | 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。<br>(指定手続条例第5条第1号) | (1) 管理の基本的な考え方の適合性<br>ア 施設設置目的の理解<br>イ 指定管理者を希望する理由<br>ウ 管理運営の方針   | (必須)<br>※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格 |
| 2 | 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。<br>(指定手続条例第5条第2号)    | (1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針)<br>(2) 管理の基準(開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開)<br>(3) 施設設備の維持管理及び衛生管理の水準<br>(4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 | 60                               |

|   |   |  |    |
|---|---|--|----|
|   |   | (5) 武道の普及振興への理解<br>(6) 武道の普及振興事業の企画力   |    |
| 3 | 管理に係る経費の効率化が図られるものであること。<br>(指定手続条例第5条第2号)                        | (1) 収支計画及び見積内容<br>(2) 県の委託料額の多寡  | 20 |
| 4 | 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。<br>(指定手続条例第5条第3号) | (1) 法人等の財政基盤、経営基盤<br>(2) 組織及び職員の配置等<br>(3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針<br>(4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況<br>(5) 法人等の社会的責任の遂行状況<br>ア 障がい者雇用<br>イ 男女共同参画推進企業の認定<br>ウ ISO・TEASの認証等<br>エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結<br>(6) 管理運営実績評価 | 30 |

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

|       | 配点   | (公財) 鳥取県体育協会 |
|-------|------|--------------|
| 選定基準1 | 適/不適 | 適            |
| 選定基準2 | 60   | 42.2         |
| 選定基準3 | 20   | 16.4         |
| 選定基準4 | 30   | 20.6         |
| 合計    | 110  | 79.2         |

※点数は委員5名の平均

主な審査項目について

○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・県立施設であることを踏まえた上、これまでの管理経験を生かした計画であり、高く評価された。

○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・各武道教室を年齢、経験別に分けるなど運営に工夫があり、高く評価された。
- ・平成21年度から毎年10万人以上の安定した利用数があり、高く評価された。
- ・武道以外についても施設の特性を生かした活用が提案されており、高く評価された。
- ・武道館としての本来の目的に配慮した上で、武道以外の利用促進についての更なる取組

を求める。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・利用者の拡充が見込まれておらず、積極的な施設運営を求める。

○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・武道技術に関するノウハウや、人員も十分確保されており、高く評価された。

○その他

- ・武道の普及において、関連団体と連携を図り、更なる普及活動及び質の向上を求める。

## 6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（現行どおり）

○開館時間：午前9時から午後10時

○休館日：年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 利用料金・減免

○（新規）利用料金は、現行どおりとし、一般利用回数券を新たに発行する。

○減免基準は、現行どおりとする。

(3) 利用促進のための取組み

○会議室、研修室を文化活動等に開放する。

○窓口聞取り、アンケート調査、意見箱の設置等により、利用者の声を施設運営に反映する。

(4) 経費削減のための取組み

○節電・節水を始めとしてあらゆる経費の削減に取り組む。また、利用者に対して可能な限り経費削減への理解と協力を求める。

○外部委託する業務を複数年契約することで経費削減に努める。